

報告第14号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年6月20日

提出者 足立区長 近藤 弥生

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決定額	相手方	事件の概要
令和4年6月9日	242,000円	大阪府柏原市在住者	東綾瀬中学校で発行された「学校だより」（令和元年9月17日発行 9月号）において、著作権者である相手方の使用許諾を受けていないイラストが使用されていたため、相手方の著作権が侵害された。